

令和6年度地域づくり基金事業助成金 実施要領

1 目的

地域活性化及び地域課題の解決に資する事業に対して助成金を交付することにより、石巻市における市民の連帯の強化及び均衡ある地域振興に資することを目的とする。

2 助成対象事業

以下に掲げるいずれかに該当する事業を助成対象とする。

- (1) 住民自治機能の充実や住民自治の中心的役割を担う人材の育成を図る事業
- (2) 震災の記憶の継承や犠牲者の追悼など、震災伝承を図る事業
- (3) 防災や防犯の意識を高めることにより、安心・安全なまちづくりを図る事業
- (4) 地域環境の美化や、緑化推進により、生活環境の向上を図る事業
- (5) 子育て、介護及び医療に対する支援の推進など、福祉や健康の向上を図る事業
- (6) 地域資源の活用により、産業経済の活性化を図る事業
- (7) スポーツや生涯学習の推進により、いきいきとした市民生活の実現を図る事業
- (8) こどもの学習・体験・交流の活動等を通じて、青少年の健全な育成を図る事業
- (9) 地域の伝統文化の発掘や継承、普及及び芸術振興を図る事業
- (10) そのほか、地域活性化及び地域課題の解決を図る事業

3 助成対象者

市内に活動の拠点を有し、かつ、以下に掲げるすべてを満たす団体を助成対象とする。

- (1) 2人以上で組織していること。
- (2) 規約、会則等組織に関する定めがあること。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。

4 助成率

- (1) 自治会の場合 助成対象経費の100%
- (2) 自治会以外の団体の場合 助成対象経費の70%

5 助成金額

1団体 上限30万円

6 助成対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ただし、交付決定日（令和6年5月13日）より前に事業に着手する場合は、事前着手届書を提出させる。

7 審査方法

(1) 一次審査（書類審査）

ア 開催日

令和6年4月18日（木）

イ 審査員

地域協働課長、担当課長補佐、担当係長及び担当者

ウ 審査項目

(ア) 事業計画：事業計画書に記載された事業内容が当助成金の趣旨と合致しているかを評価するもの

(イ) 収支予算：収支予算書に記載された経費が助成の対象になるかどうかを判断するもの

エ 審査方法

審査員による合議とし、一次審査通過の可否を決定する。

審査の結果、事業計画書や収支予算書の内容について修正する必要がある場合は、団体に指摘し再提出を求める。

(2) 二次審査（公開プレゼンテーション）

ア 開催日時

令和6年5月11日（土）

イ 審査員

市長、申請事業の分野を所管する部長、各総合支所長、地域連携会議会員、いしのみき NPO センター、社会福祉協議会、石巻青年会議所推薦者

ウ 審査項目

(ア) 地域振興、課題解決：地域の活性化や地域課題の解決に期待できるか

(イ) 公益性：関係する多くの市民の利益となることが期待できるか

(ウ) 創造性：事業効果をより高める手法を用いているか

(エ) 実現性：事業計画に無理がなく、実現可能なものとなっているか

エ 審査方法

審査員は、申請団体からのプレゼンテーション及び質疑応答により事業内容を確認し、上記審査項目ごとに1～5点の5点満点で採点する。

ただし、獲得点数が満点（審査員数×20点）の6割に満たない場合は不採択とする。

なお、複数の団体が同点で、かつ、予算の範囲を超えてそれぞれの団体に申請額の満額を交付することが出来ないときは、予算の残額を申請額の比率に応じて按分して交付する。

オ 傍聴者

事前申し込みは不要とし、誰でも傍聴できるものとする。申請団体の関係者であっても他団体のプレゼンテーションを傍聴できるものとする。

8 実施根拠

- (1) 石巻市地域づくり基金条例
- (2) 石巻市地域づくり基金事業の実施及び助成金の交付に関する要綱

9 必要経費

(1) 科目

第2款 総務費 第1項 総務管理費 第7目 地域振興費
第18節 負担金、補助及び交付金 第19細節 補助金

(2) 予算額

4,000,000円

10 実施スケジュール

日 時	内 容
令和6年4月 1日	募集開始
令和6年4月12日	募集締切
令和6年4月18日	一次審査
令和6年4月19日	一次審査 結果通知送付
令和6年5月11日	二次審査、交付決定 (5/13 付)
随 時	交付決定団体 事業視察
令和7年4月15日頃	実績報告締切